

一般社団法人一心会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人一心会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県いわき市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害のある子どもや成人、高齢の方々が、地域で安心して暮らすことができるように、一人ひとりの思いや希望に合わせたサービスを図り、提供していくことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 発達障害等で療育が必要な児童・生徒の放課後等デイサービス及び自立訓練支援を目的とする支援事業
- 2 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 3 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 4 障害者総合支援法に基づく障害児・障害者に係る障害福祉サービス事業
- 5 障害児・障害者が地域社会との共生を図る事業
- 6 障害者の高等教育修学支援に関する事業
- 7 児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者）及び指導員など支援者を育成するための事業
- 8 障害児・障害者の療育に係る研修に関する事業
- 9 前各号に附帯関連する一切の業務

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的、事業に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、入会金及び会費を納入しなければならない。会費等の額は社員総会で定める。

(退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき。
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 四 3年以上会費を滞納したとき。
- 五 除名されたとき。
- 六 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年5月にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(社員による招集請求)

第14条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、理事の互選により議長を定める。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 定款の変更

三 解散

四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、理事3名を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事を業務執行理事とする。

4 理事とその理事の3親等以内の親族などその理事と一定の特殊の関係のある者の理事の合計数は、理事の総数に占める割合を3分の1以下とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって、当法人の社員の中から選任する。

ただし、必要あるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、そ

の業務を統括する。

3 業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(役員報酬)

第23条 理事の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 理事は、第20条に定める定数が欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和2年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定により承認を受けた書類を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事

が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）

第30条 剰余金は、これを社員に分配しない。

第6章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第32条 当法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

（設立時の役員）

第34条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 鈴木則喜 瀬谷一司 四家良美

設立時代表理事 瀬谷一司

（設立時社員の氏名及び住所）

第35条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名

住所

鈴木則喜

瀬谷一司

四家良美

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人一心会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和元年8月22日

設立時社員 鈴木則喜

設立時社員 瀬谷一司

設立時社員 四家良美